

## 自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

条例に基づく即時執行の費用  
徴収の可否—地方財政法の視点から②鹿児島大学教授  
宇那木正寛

## 今回のポイント

条例に根拠を有する即時執行に係る費用徴収の可否について検討します。なお、今回の連載は、既に公表した拙稿<sup>⑧</sup>について、新たに地方財政法の視点から再構成の上、加筆したものです。

④ 即時執行に要した費用の  
分担金等への該当性

即時執行に要した費用が、使用料や加入金に該当しないことは明らかです。では、手数料あるいは分担金の該当性についてはどうでしょうか。まず、手数料についてはどうでしょうか。料は、一個人の請求に基づき、主としてその者の利益のために行う事務についてのものであり、専ら自治体の行政上の必要性のためにする事務については、手数料は徴収できないと解されます<sup>⑨</sup>。この点、即時執行に要した費用は、当該原因者からの請求があつて即時執行を行うものではありませんし、また、即時

執行は個人の利益ではなく、主として公益上の必要性から実施されるものです。よって、手数料と解することは困難です。

次に、地方自治法第224条に定める分担金と解することは可能でしょうか<sup>⑩</sup>。分担金は、自治体が行う特定の事業や施設の設置等により、特定多数人または自治体の一部に利益がもたらされる場合に、特にその利益を享受する者らに対し、その者による受益を理由として、当該受益の限度で、当該事業等に要する費用を負担させることができるものとし、もって当該利益を享受しない住民との間の負担の公平等を図るものです<sup>⑪</sup>。この点、即時執行により周辺住民の公共の危険が回避されるという消極的利益を想定することは不可能ではありませんが、当該利益は、客観的に明らかかなものとはいえないし、また、即時執行の対象となった物件の所有者や占有者ではなく、周辺住民に分担金として課すことの合理性を見い出すことも困難です。

右のように、即時執行に要した費用は、地方自治法に定めのある手数料や分担金には該当しません。また、前回解説したように自治

体の行政活動に関し、住民に転嫁することができる金銭的負担については、地方財政法第9条の定めがあります。同条の内容を変更したり、例外を設けるためには、法形式上、条例ではなく法律でなければなりません。

以上のとおり、法律による授権があれば別ですが、そうでなければ、即時執行に要した費用の徴収根拠を新たに条例で創設し、これを適法に徴収することについては、消極的に解さざるを得ません。

なお、飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例第8条第2項、美咲町空家等の適正管理に関する条例第11条第2項などは、自治体自らが、費用負担することを宣言しています。これは、地方財政法第9条及び地方自治法第224条から第227条までの趣旨からすると当然のことではありますが、改めて、自治体のスタンスを住民に対し明らかにしたものと解されます。

### 【飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例】

#### （緊急安全措置）

第8条 市長は、著しく保安上危険となるおそれのある状態にある特定空家等又は第2条第3号アに規定する状態にある準特定空家等（以下この条においてこれら

を総称して「空家等」という。）について、公共の安全を確保するため緊急の必要があり、かつ、その実施により空家等の形状を著しく変形させることはないと見込まれるときは、当該公共の安全の確保に必要な最低限度の措置（以下この条において「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

2 前項の場合において、緊急安全措置の実施に要した費用は、市が負担するものとする。

3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、空家等の所有者等に対し、行った措置の内容を文書により通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、過失がなく空家等の所有者等を確知することができないときは、前項に規定する内容を公告することをもってこれに代えることができる。

### 【美咲町空家等の適正管理に関する条例】

#### （緊急安全措置）

第11条 町長は、著しく保安上危険となるおそれのある状態にある管理不全な状態の空家等について、緊急の必要があり、かつ、その実施により空家等の形状を著

しく変形させることはないと見込まれるときは、公共の安全性の確保に必要な最低限度の措置を講じることができる。

2 前項の措置に要した費用は、町が負担するものとする。

3 町長は、第1項の措置を講ずるときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知（所有者等又は連絡先を確知することができない場合にあつては、公告）しなければならない。ただし、緊急、かつ、止むを得ないと認められるときは、この限りでない。

## 5

### 条例に定める略式代執行の費用徴収の可否

条例に基づく即時執行に要した費用を徴収できるのかという問題と類似の問題として、条例に定める略式代執行に要した費用を徴収できるのかという問題もあります。費用徴収の根拠を定める例として、東京都板橋区老朽建築物等対策条例第19条第2項、南さつま市空家等対策の推進に関する条例第10条などの規定があります。なお、さつま市条例については徴収の根拠とともに請求手続についての定めもあります。

【東京都板橋区老朽建築物等対策条例】

(特定老朽建築物に対する措置の行政代執行)

第19条 区長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その措置を行わず放置することが著しく公益に反すると認められるときは、区長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、区長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならぬ。

い。

3 区長は、前2項の規定による措置を行うおうとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。

【南さつま市空家等対策の推進に関する条例】

(略式代執行)

第10条 市長は、法第14条第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて同条第1項の助言若しくは指導又は同条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため同条第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。

2 前項の措置を実施する場合については、前2条の規定は適用しない。

3 第1項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条の規定を準用する。

右のような略式代執行については、これを条例で定めることの可否についての争いがあります<sup>(12)</sup>。仮に可能であると解した場合であっても、自治体の行政活動に係る経費は、当該自治体が負担すべきことを定めた地方財政法第9条の趣旨からして、即時執行に係る費用徴収の場合と同様の理由により困難であると解されます。

注

(8) 宇那木正寛『実証 自治体行政代執行の手法とその効果』（第一法規、2022年）231頁以下。

(9) 昭和24年3月14日自治課長回答参照。

(10) 即時執行に要した費用を分担金として徴収することを提案するものとして、千葉実「空き家対策における即時執行費用の回収と相続財産管理制度の活用等について」自治実務セミナー1673号（2018年）38頁以下がある。  
(11) 最判平成29年9月14日判時2359号3頁参照。

(12) 即時執行の費用は条例でその根拠を定めることにより徴収し得るとする説がある（板垣

勝彦『条例づくり教室―構造の理解を深め、使いこなそう!』(ぎょうせい、2023年) 159頁参照)。なお、北村喜宣「即時執行における費用負担のあり方(1)(2・完)」自治研究97巻6号(2021年) 26頁以下及び同巻7号49頁以下並びに同『空き家問題解決を進める政策法務』(第一法規、2022年) 397頁以下は、即時執行における費用負担の問題を論じているが、法律ではなく条例限りで即時執行における費用負担を定めることができるかについて、特に言及はないようである。これは、条例で費用負担の根拠を定めることができることを前提としているからであらう。

他方、即時執行に要した費用の徴収の根拠を条例で定め得ないとするものとして、宮崎伸光<sup>11</sup> ちば自治体法務研究会『自治体の「困った空き家」対策』(学陽書房、2016年) 132頁以下がある。また、地方自治制度研究会編『地方財務実務提要』(ぎょうせい、加除式)は、「地方公共団体が優越的意思の主体として、住民に、金銭給付を課することができるとは、法律によってその権限が付与されている場合に限られるのであって、地方公共団体の自由に課しうるものではない」とする(同書第1巻第4章第1節「その他収入」の項参照)。なお、即時執行の費用に限定するもの

ではないが、地方自治法に定める金銭負担以外の金銭負担についても条例で独自に創設することを許容する説(確井光明『自治体財政法・財務法』(学陽書房、1988年) 142頁)もある。

(13) 略式代執行を、あらかじめ課した義務の履行を確保する手段であると解すれば法律でその根拠を定めなければならない(行執法第1条参照)。しかし、あらかじめ義務を課すものではないと解すれば、即時執行と同様にその根拠を条例で定めることができる。この点に關し、須藤陽子「代執行・直接強制・即時強制」高橋滋編『行政の実効性確保法制の整備に向けて―統一法典要綱案策定の試み―』(民事法研究会、2023年) 291頁は、法律に定められる略式代執行は相手方に義務を課すものではないから代執行ではなく、その性質は即時強制であるとす。他方、広岡隆『行政代執行法(新版)(2000年復刊)』(有斐閣、1983年) 42頁は、「公・告・に・は・確・知・し・え・ない者に対する命令とそれに対する代執行の戒告に相当するものとが含まれている。このような公告を前提とする代替的執行措置は、行政代執行法に基づいて戒告および令書による通知の手續を経て行われる正式の代執行とは区別せられるものであって、公告を前提とする略式の代執行」であるとす(傍点筆者)。

